

北九州市文化芸術活動再開支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い影響を受けている文化芸術活動（公演・展示・上映）において、劇場、ホール、ライブハウス、ギャラリーなど市内の公共施設及び民間施設において、各種文化芸術事業が自粛により激減していることなどから、市民が文化芸術を楽しむ機会の確保を目的として、文化芸術事業の開催を促進していくことを通じて、本市の文化芸術活動の再開を支援するため、事業の主権者に対する助成金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成対象事業は、北九州市内で一定の文化芸術活動を行う個人・団体が開催する、文化芸術の振興を図る、広く市民を対象とした音楽、舞踊、演劇、古典芸能、演芸、その他の芸術・芸能の公演（動画配信による公演を含む）又は絵画、工芸、彫刻、版画、陶芸、書道、写真、その他の芸術の展示若しくは映画、アニメーション、その他の芸術の上映のうち、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 第5条に規定する施設を利用して行われる事業
- (2) その他、市長が公益上特に必要があると認める事業

(助成対象とならない事業)

第3条 本事業においては、以下の各号のいずれかに該当する事業は、助成対象としない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が十分になされていない事業
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が実施する事業
- (3) 政治的又は宗教的な宣伝普及等を目的とする活動
- (4) 国、地方公共団体、申請対象施設の管理者が主催する事業
- (5) 国、地方公共団体、又は本市出資法人等が発注した事業（委託事業）
- (6) 飲食等、文化芸術以外のサービスの提供と一体となったイベント（※ただし、ライブハウスにおけるワンドリンク制の公演等は除く。）
- (7) その他市長が助成金を交付することが適当でないと認めるもの

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、使用した施設の使用料及び付帯設備使用料（同一施設で実施される公演、展示又は上映に連続するリハーサル、設営、後片付け等に係る使用料を含む。また、付帯

設備、機器及び備品使用料を含み、テクニカルスタッフ等の人件費、ピアノ調律等の役務費、舞台設営等の委託料及び電気料、冷暖房費等の光熱水費等は含まない。)とする。

2 前項にかかわらず、国、地方公共団体から同事業に係る施設の使用料及び付帯設備使用料について助成を受けた場合は助成対象経費と認めない。

(助成要件となる施設)

第5条 第2条に規定した助成対象事業で使用される施設は、次の各号の全てを満たす施設とする。

- (1) 市内に現に所在する施設であること。
- (2) 利用料金が公表されている施設であること。
- (3) 令和2年度以降、有料で施設を一般に貸し出して行う文化芸術公演、展示及び上映の開催実績を有すること。
- (4) 国、福岡県、北九州市が示すイベント開催に係る方針や内閣官房ウェブサイトに掲載された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」に即し、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が十分にとられていること。

2 一般的に公演、上映を行う会場として認知されている北九州市内の公立及び民間立の劇場、ホール、映画館、ライブハウス等の場合、前項に加え、次の各号の全てを満たす施設とする。

- (1) 市内の劇場、ホール、映画館等で、興行場法による許可を受けた施設、又は市内のライブハウスで、食品衛生法等による許可を受けた施設であること。
- (2) 収容人員が概ね50人以上の施設であること。

3 一般的に展示を行う会場として認知されている北九州市内の公立及び民間立の美術館、ギャラリー等の場合、第1項に加え、次の各号の全てを満たす施設とする。

- (1) 室内床面積30㎡以上であること。
- (2) 他の目的業種と併設の場合は、展示スペースが独立していること。

4 その他、市長が公益上特に必要があると認める施設の場合、第2項及び第3項に関わらず、助成要件を満たす施設とする。

(助成要件とならない施設)

第6条 本事業においては、以下の各号のいずれかに該当する施設は、助成要件施設としない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を十分に行っていない施設
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第3号に規定される「性風俗関連特殊営業」に該当する興行場
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)もしくは暴力団員と密接な関係を有する施設
- (4) その他、市長が適当でないと認める施設

(助成対象期間)

第7条 助成対象期間は、令和3年6月1日から令和4年3月31日までとする。

(助成限度額)

第8条 助成金の交付金額は、助成対象経費の2分の1とし(千円未満切り捨て)、かつ、公演・上映にあつては1日につき50万円、展示にあつては1週間につき50万円を上限とする。

(助成を受ける機会の限度)

第9条 申請者が助成を受けることができる公演、展示又は上映回数及び1回あたりの助成上限日(週)数は次表のとおりとする。

種 別	助成回数	1回あたりの助成上限日(週)数
公演・上映(劇場・ホール・ライブハウス・映画館等)	1事業者あたり5回まで	1回あたり連続する5日間
展示(美術館・ギャラリー等)	1事業者あたり5回まで	1回あたり連続する5週間

(北九州市補助金等交付規則の適用)

第10条 助成金の交付について本要綱に定めのない事項については、北九州市補助金等交付規則(昭和41年3月31日規則第27号)の規定による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和4年3月31日をもって廃止する。